

23 日 獣 発 第 29 号

平成 23 年 4 月 27 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

会 長 山 根 義 久

(公印及び契印の押印は省略)

地方獣医師会における東日本大震災被災動物救護活動の取り組みについて

この度の、東日本大震災における被災動物の救護活動等に関しては、被災地の地方獣医師会をはじめ、全国の地方獣医師会を挙げて取り組んでいただいておりますことに深く敬意を表する次第です。

一方、動物愛護精神及び人間と動物の絆を守る観点から、天災・人災など不測の緊急災害において被災した動物の円滑な救護の確保を目的として、本会も構成団体となり平成 8 年に設立した「緊急災害時動物救援本部(事務局：日本動物愛護協会。以下「動物救援本部」という。)」では、今般の東日本大震災に際し動物救援本部に寄せられている義援金について、被災県及び地方獣医師会等が行っている動物救護活動等の円滑な取り組みを推進させるため、交付の申請を受けて配分(資金援助)する等の動物救護活動支援事業を行っているのはご承知のことと存じます。

さて、被災動物の救護活動につきましては、基本的には、一時保護預かりと一時保護預かり施設における巡回診療の提供が主体であり、このため動物救援本部による動物救援活動資金援助の対象につきましても「被災動物一時保護施設の確保等」及び「避難所巡回動物相談活動等」とされてきたところでありま

す。

一方、今回の東日本大震災による動物の被災の地域は広範に及び、かつ原発事故も加わり、その被災の様態は多様であり、効果的救護活動の推進を図るためには、各地方獣医師会会員の動物病院における被災動物の救護の取り組みが不可欠なものとなっていると理解するところです。

そこで、本会といたしまして、地方獣医師会会員動物病院が行っている被災動物救護活動に対し、動物救援本部からの活動資金援助が可能となるよう、本会会長が平成23年4月18日及び同月21日に動物救援本部本部長に対し善処方を要請した結果、地方獣医師会により行われる「会員動物病院における被災動物救護活動(一時保護預り・獣医療提供活動等)支援事業」に関しても、「緊急災害時動物救援本部・救援推進部設置要綱(平成23年4月4日制定・施行)」第4条の規定による資金援助の対象に含まれることとされましたのでお知らせします。

今回の東日本大震災に係る被災動物救護活動取り組みの概念図は別紙1、また、緊急災害時動物救援本部義援金の交付申請に係る関係要綱及び義援金交付申請書等は別紙2のとおりであります。別紙2の要綱第4条第2項に示されたとおり、同第2号のAは、直接、現地救護本部が交付申請の対象とされておりますが、地方獣医師会が独自で取り組む会員動物病院における動物救護活動につきましては、同第2号のB又はCによる交付申請が対象となることとなります。

つきましては、地方獣医師会が同第2号のB又はCによる資金援助の申請を動物救援本部に行う場合には、特に下記事項にご留意されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 資金援助の対象

(1) 現地救援本部が取り組んでいる「被災動物救護活動事業(会員動物病院における被災動物一時保護預り、診療を含む。)」

・・・・・・・・要綱第4条第2号A関係

(2) 地方獣医師会が取り組んでいる「被災動物救護活動(会員動物病院における被災動物一時保護預り、診療を含む。)」であって、資金援助申請に当たって当該地方自治体の意見書添付可能な事業

・・・・・・・・要綱第4条第2号B関係

(3) 地方獣医師会が取り組んでいる「被災動物救護活動(会員動物病院における被災動物一時保護預り、診療を含む。)」であって、資金援助申請に当たって日本獣医師会の意見書添付が可能な事業

・・・・・・・・要綱第4条2号C関係

2 資金援助額

(1) 前記(1)の場合

1口200万円とし、3口以内を原則とする。

(2) 前記(2)の場合

1口100万円とし、3口以内を原則とする。

(3) 前記(3)の場合

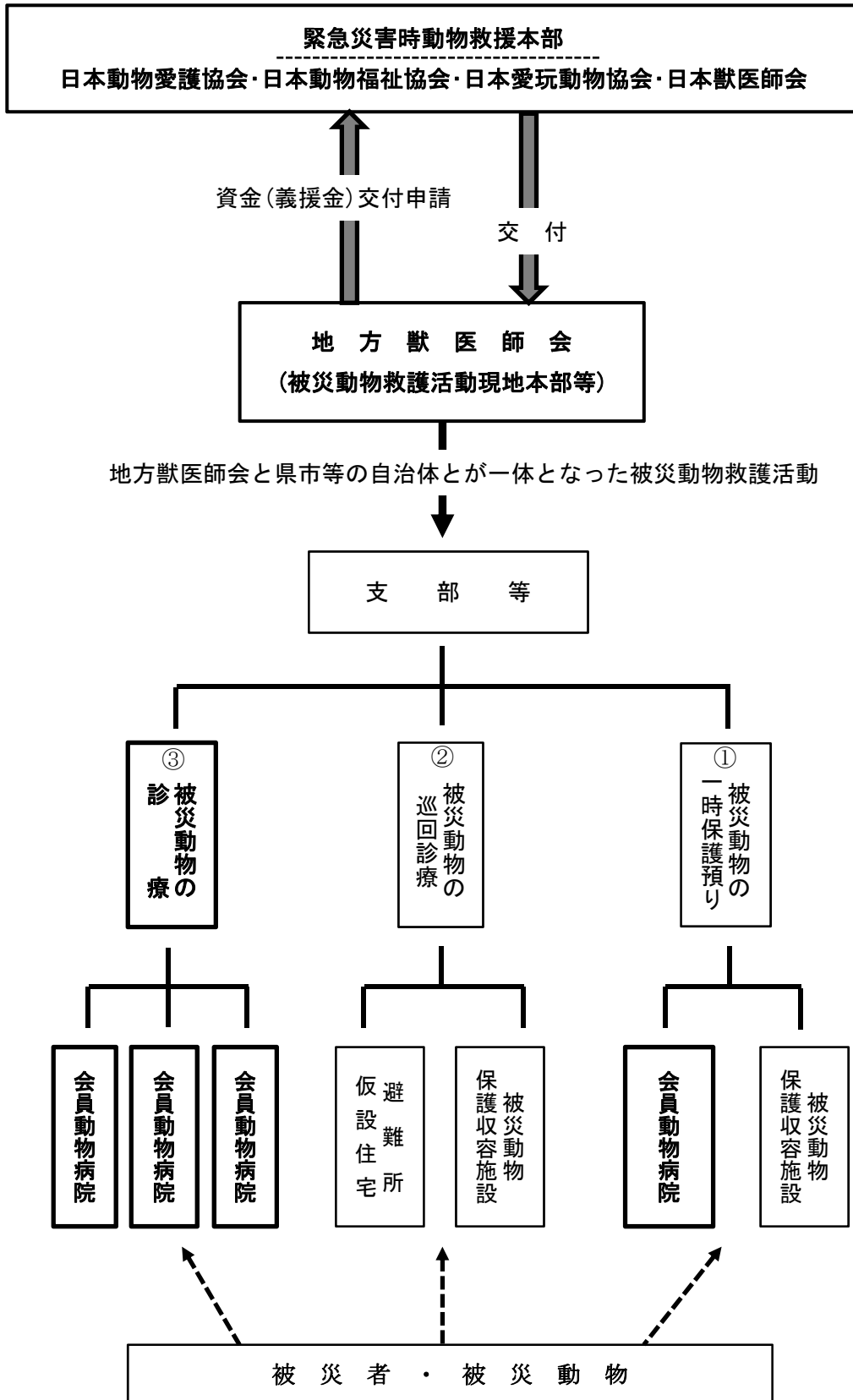
1口50万円とし、3口以内を原則とする。

3 申請の方法等

別紙2の「緊急災害時動物救援本部・救援推進部設置要綱」及び交付申請書によることとし、申請される場合は先ず本会事務局まで手続き等についてお問合せいただくようお願いします。

<p>【本件内容のお問い合わせ先】 社団法人日本獣医師会事務局 四宮・尾崎・中村 TEL : 03(3475)1695 FAX : 03(3475)1697 E-mail : hokankyo@nichiju.or.jp</p>
--

東日本大震災に係る被災動物救護活動の概念図



平成23年4月
緊急災害時動物救援本部

緊急災害時動物救援本部義援金の交付申請について（ご案内）

緊急災害時動物救援本部では平成23年3月11日に発生した東日本大震災について救援活動を開始しております。今般の震災はこれまでに例のない規模であり、緊急の支援が必要であるとともに、活動の長期化が予想されます。

そのため緊急災害時動物救援本部では、迅速かつ透明性のある義援金の配分のため、別添資料のとおり救援推進部を設置し、義援金交付の申請受付を開始いたしました。現地被災動物救援本部あるいは動物関係NGO・NPOにおかれましては、より円滑な動物救援のため、全国の皆様から寄せられた義援金の有効な活用を検討していただければ幸いです。

添付資料

1. 緊急災害時動物救援本部・救援推進部設置要綱
2. 交付申請書様式
3. 意見書作成例

お問い合わせ先・申請先
緊急災害時動物救援本部
(事務局：財団法人日本動物愛護協会 丸山・吉野)
〒107-0062 東京都港区南青山 7-8-1
南青山ファーストビル6階
電話 03(3409)1821 ファックス 03(3409)1868
e-mail info@jspca.or.jp

緊急災害時動物救援本部・救援推進部設置要綱

(目的)

第1条 東日本大震災の発生に際し、緊急災害時動物救援本部による活動をさらに円滑に推進するために救援推進部を設置する。

(組織)

第2条 緊急災害時動物救援本部事務局内に救援推進部を置く。

2 救援推進部に部長1名、部員1～2名を置き、それぞれ本部長が任命する。

(所掌事務)

第3条 主に災害によって発生した動物救援を円滑に推進するため、資金援助、資材援助、人材援助に関することとする。但し、資材、人材については他との共管とする。

(資金援助の方法)

第4条 資金援助の方法は、下記の各号による。

- (1) 資金援助は、所定の書式に基づく申請によって実施される。
- (2) 申請区分は、下記のとおりとし、申請が競合する場合は、序列による。
 - A. 現地救援本部（NGO・NPO+地方自治体）
 - B. 動物関係 NGO・NPO（地方自治体による申請意見書を要添付）
 - C. 動物関係 NGO・NPO（緊急災害時動物救援本部構成団体による申請意見書を要添付）
- (3) 交付金額は、原則として下記のとおりとする。

前号Aの場合 1口200万円とし、3口以内とする。

前号Bの場合 1口100万円とし、3口以内とする。

前号Cの場合 1口50万円とし、3口以内とする。
- (4) 対象動物は、原則として家庭動物とする。
- (5) 交付決定日より6ヶ月以内に事業報告書及び決算報告書を提出すること。
- (6) 決裁区分は、本部長による。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、救援推進部に関し必要な事項は、本部長が救援本部会議に諮って、これを定める。

附則

1. この要綱は、平成23年4月4日から施行する。

意見書の作成について（申請区分がB、Cの場合添付をお願いします。）

【申請区分Bの場合の作成例】

平成23年4月〇〇日

緊急災害時動物救援本部
本部長 中川 志郎 殿

〇〇県〇〇部〇〇課 印

義援金の配分を申請する動物救援事業に関する意見について

義援金の配分申請を行う次の団体は、下記に示す事業を実施する団体であり、同団体が義援金の配分を受けて実施する事業は、東日本大震災における被災動物の救援に寄与するものと認められる。

記

申請団体名：

実施事業名：

主たる事業実施場所：

以上

【申請区分Cの場合の作成例】

平成23年4月〇〇日

緊急災害時動物救援本部
本部長 中川 志郎 殿

〇〇法人〇〇〇〇〇〇会

代表 

義援金の配分を申請する動物救援事業に関する意見について

義援金の配分申請を行う次の団体は、下記に示す事業を実施する団体であり、同団体が義援金の配分を受けて実施する事業は、東日本大震災における被災動物の救援に寄与するものと認められる。

記

申請団体名：

実施事業名：

主たる事業実施場所：

以上